指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】　・法令、基準等に違反していると認められるもの
・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

対象なし

【意見等】　・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容（概要）	措置結果の内容（概要）
1	決算審査	1	上下水道局（水道）		経営状況について	当年度決算は、4億5,890万円の当年度純利益が生じ、その結果、当年度未処分利益剰余金は、24億3,662万円となりました。 中長期の経営見通しとして、「収入面について、給水収益は給水人口の減少により微減で推移、分担金収入も今後は減少する見込み。支出面は、経費削減に努めても、令和元年度以降ほとんどの年度で赤字が続くと見込まれる。」旨の説明を受けました。 給水収益、分担金収入等の収入面の減少が見込まれる中、施設、管路等の更新・耐震化、上下水道局庁舎の建替え等、今後の支出要因を踏まえると、水道事業を取り巻く環境はより一層厳しくなると考えます。長期的な安定経営を目指し、企業努力による経営の効率化に努めてください。	人口の減少や節水意識の拡大により給水収益が逓減する一方、管路等の更新により資本的支出の増加が見込まれ、宝塚市水道事業経営戦略に掲げたとおり、今後は純損失の発生が常態化します。経営健全化の取組を継続するとともに、経営戦略等の見直しの中で新たな経営健全化の取組を検討するなど、今後も経営の効率化に努めます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容（概要）	措置結果の内容（概要）
30	決算審査	2	上下水道局（水道）		宝塚市水道事業経営戦略について	経営健全化に向けた取組については、計画どおり進んでいるとは言えません。想定されていた取組効果額を1億3,349万円下回っています。小浜・惣川浄水場夜間等運転管理業務委託には平成29年度から未実施が続いています。また、小林・亀井浄水場廃止については、取組効果額に対し実績額が2億9,469万円下回っており、新たな取組の検討を含め、取組項目の見直しが必要ではないかと考えます。 投資計画額に対する実績額は6億3,473万円下回っています。管路更新・耐震化事業費は投資計画額9億2,000万円に対し実績額1億7,147万円となっており、計画的な実施ができていません。 経営指標の数値は決して高いとは言えず、投資計画額に対する実績額の状況を考慮すると、予定どおり進んでいないことが影響していると考えます。 経営戦略については、見直しが予定されていますが、見直しに当たっては、ガイドラインの基準だけでなく、3年間の取組状況の分析を行い、令和7年度の目標値を達成するために設定された経営指標の水準を保ちつつ、計画的に実施することが可能な内容となるよう検討してください。	経営健全化の効果額と実績額の差額については、現在進めている経営戦略等の見直しの中で分析し、今後取組項目の見直しを含め検討します。投資計画の計画的実施については、経営指標の最終年度の目標を達成するために、体制を強化して事業を進めます。水道事業経営戦略等の見直しについては、これまでの実績を分析し、将来の実現可能性を勘案して見直しを行います。
30	決算審査	3	上下水道局（水道）		有収率について	平成29年度以降、有収率が低下傾向にありますが、その要因は、「漏水以外に、夏場の残留塩素確保のためのドレン排水、管路及び施設改良工事の際の洗管作業に伴う排水、消防による火災時の消火栓使用に伴う濁水処理水等の増加など様々な要因が考えられるため、現在調査中である。」旨の説明を受けました。 有収率は、水道事業の経営にも大きく影響するため、要因については徹底的に分析を行い、原因を突き止めた上で適切な対策を講じるとともに、老朽化した管路の更新を計画的に推進し、漏水防止を図ることで、有収率の向上に努めてください。	管路更新事業を着実に実施するとともに、漏水調査箇所を拡大する等して、引き続き有収率の向上に努めます。
30	決算審査	4	上下水道局（水道）		配水管等の修理代金に係る債権管理について	道路工事、家屋の建築、解体工事等により、配水管、給水管等の水道施設を破損した場合の修繕に要した費用については、原因者に請求していますが、かかる債権について宝塚市債権管理条例施行規則で定める台帳の整備、徴収計画の策定ができていないことが判明しました。また、原因者が記入した住所及び電話番号が正確でないこと等により長期間未納となることもある旨の説明を受けました。 宝塚市債権管理条例に基づく台帳の整備、徴収計画の策定等、適正な債権管理を行ってください。	宝塚市債権管理条例に基づく台帳の整備、徴収計画の策定を早急に行い、今後は適正な債権管理に努めます。 また、修繕依頼時に相手方の身分確認を行って債務者となる原因者を特定し、しっかりと対応していきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容（概要）	措置結果の内容（概要）
30	決算審査	5	上下水道局（下水道）		経営状況について	当年度決算は、7億970万円の当年度純利益が生じており、3年連続で純利益を計上しました。 今後の資金確保策については、「平成30年度の経営状況や経営健全化の取組状況等を踏まえ、料金改定を含め検討していく。」旨の説明を受けました。 水洗化人口が減少傾向にあるため、下水道使用料収入は減少傾向にある一方で、流域下水道維持管理費負担金は毎年度一定の負担が生じることや、管路の老朽化対策、地震対策を考えると、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しいといえます。今後とも、継続して長期的な安定経営を達成できるよう経営の効率化に努めてください。	宝塚市下水道事業経営戦略に掲げた経営健全化の取組を継続するとともに、経営戦略等の見直しの中で新たな経営健全化の取組を検討するなど、今後とも経営の効率化に努めます。
30	決算審査	6	上下水道局（下水道）		宝塚市下水道事業経営戦略について	財政収支計算表（収益的収支）のうち、特に営業費用中の修繕費については推定値1億363万円に対し実績値1億4,198万円、委託料については8,107万円に対し1億2,206万円と差異が生じています。 また、経営指標に対する実績値については、下水道（雨水）施設整備延長比率は平成30年度の経営指標推定値81.7%に対し実績値81.4%、重要な汚水管路の耐震化率は36.6%に対し30.6%、管渠改善率は1.0%に対し0.7%と、経営指標の推定値を達成できていない項目が見受けられました。 下水道経営戦略の見直しについては、令和2年度に宝塚市上下水道事業審議会に諮問する予定である旨の説明を受けましたが、見直しに当たっては、この3年間の取組状況の検証、分析を行うとともに、現在の下水道経営戦略で掲げている令和7年度の目標値を安易に下げることがないように、かつ、目標値の計画的な達成が可能な内容となるような方向で見直しを進めてください。	財政収支計算表の推定値と実績値の差異については、現在進めている経営戦略等の見直しの中で分析し、今後計上すべき金額を検討します。経営戦略等の見直しは、将来の実現可能性を勘案して行います。また、経営指標が推定値に達していない点については、最終年度の目標を達成するために、体制を強化して事業を進めます。
30	決算審査	7	上下水道局（下水道）		公共下水道汚水排除量申告書に基づく排水汚水量の認定について	氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者又は散水若しくは泉水等に多量の水道水を使用する使用者は、汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を上下水道事業管理者に提出し、この場合においては、上下水道事業管理者は、申告書の記載事項を考慮して、その使用者の排除した汚水の量を認定することとされています。 平成30年度中の申告書の提出件数について所管課に確認したところ、使用者ベースで約120件の提出があったとのことでしたが、申告制度である以上、下水道利用者に制度の概要、申告の方法等について広く周知する必要があると同時に、当該制度の実施に当たっては、使用者の申告任せにするのでなく、申告数値を証する証ひょうの確認や、可能な限り現地視察を行い、メーターの数値を定期的に確認するなど、できる限り正確な使用量を把握するよう努めてください。	制度等の周知については、制度概要や申告方法等を記載したチラシを作成し、商工会議所に配布する予定です。また、正確な使用量の把握については、申告内容を分析し、申告者のうち現地調査すべき対象者を限定したうえで、職員による調査を行います。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容（概要）	措置結果の内容（概要）
30	決算審査	8	上下水道局（下水道）		水道料金及び下水道使用料の滞納者に係る滞納整理について	水道料金の消滅時効期間は、民法第173条第1号により2年とされており、下水道使用料の消滅時効期間は地方自治法第236条第1項により5年とされています。 水道料金の消滅時効が成立し、債権放棄をした滞納者に係る下水道使用料の最終納付日等から5年を超えるもので、不納欠損処理をしていないもののうち106人、454期、1,219,767円については債務の承認もなく消滅時効が成立しており、不納欠損の手続が必要であったが、従来直営だった際の時効起算日の把握が不十分であったり、委託業者への引継ぎが不十分であったため、手続が漏れていました。 債権管理においては、時効起算日の正確な把握が重要であり、適切に通知、督促、催告、滞納者との交渉等の状況を記録し、安易に消滅時効が完成しないように取り組む一方で、消滅時効が成立した場合には、速やかに不納欠損の手続をするように努めてください。	時効起算日の正確な把握及び不納欠損手続については、滞納者に係るデータを再度調査し、不納欠損すべきデータに漏れがないかを確認します。また、安易に消滅時効が完成しないよう、滞納者との連絡を密にし、詳細な記録を残すよう努めます。
30	決算審査	9	市立病院		経営状況について	当年度決算は、5億8,958万円の当年度純損失が生じ、前年度よりも4億389万円悪化しています。 経営状況悪化の要因としては、「平成29年度から平成30年度にかけて、消化器内科及び救急科医師の退職により、開業医からの紹介患者や救急患者が減ったことが、他科にも影響を及ぼして病院全体の収益の悪化を引き起こした。」旨の説明を受けました。 医師の退職による医業収益の減少が顕著に表れていることからも、収益改善の要として、医師の確保については引き続き積極的に取り組んでください。また、近年続いている人事院勧告による人件費の上昇、本年10月に実施される消費税引き上げ、2年毎の診療報酬改定など、費用面で公立病院に与える影響は非常に大きいものと考えます。今後、これらの病院事業の経営に影響を及ぼす外部要因については、資金繰りの面からもできる限り早期に具体的な対応策を立てておく必要があります。	医師の安定的な確保については、関連病院である兵庫医科大学病院との連携を深めて、不足が出た診療科の医師を速やかに確保していきます。 また、近隣の公立病院が建替えられる予定ですが、市内から当該病院へ患者が流れることのないよう市内の開業医等を訪問して、本院へ患者さんを紹介していただけるように要請していきます。 増加している費用のうち給与費については、近隣の同規模病院を参考にして効率的な人員配置となるようにして、給与費を抑えていきます。
30	決算審査	10	市立病院		宝塚市立病院改革プラン2017の公表等について	各指標における達成状況については未達成の項目が多くなっていますが、要因を分析した上で、達成に向けてなお一層の取組を図る必要があると考えます。 また、改革プランの進捗状況については年1回以上、市立病院内で点検・評価を行い、その内容を病院事業運営審議会に諮り、結果については、市立病院ホームページで公表することとされていますが、平成29年度決算及び平成30年度決算に係る点検・評価内容については、決算審査時点においてホームページ上で公表は行われていませんでした。 病院事業に対しては、市からの繰入金という形で市民の税金が投入されていることを念頭に、今後は目標達成につながる点検・評価を毎年度行うとともに、その結果及び取組状況を市民に対してわかりやすくかつ的確・適時に公表するよう努めてください。	市立病院の決算状況や改革プランの達成状況を病院ホームページや広報たからづかを通じて、公表していきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容（概要）	措置結果の内容（概要）
30	決算審査	11	市立病院		繰越事業について	当年度の繰越事業は3件でしたが、いずれも問題があり、病院事業における事務管理の甘さを感じざるを得ません。 突発的に生じた事由による繰越であればまだしも、これら繰越事業はいずれも病院事業内部の事務手続上の問題に起因するところが大きいと考えます。本来実施すべき工事等が遅れることで、果たすべき病院機能や厳しさを増している病院経営に大きな影響を及ぼす懸念も生じます。安易な繰越を行うことのないよう、適切な事務手続きのあり方について検討してください。	施設の改修工事について、再入札する必要が生じたとき、時間を要しないように事務手続の改善に向けて検討していきます。 工事設計を発注するまでに十分院内で、設計内容を詰めて、発注後に設計内容を見直すことのないようにしていきます。 医療機器購入においては、入札後の納入設置に要する期間を考慮し、早期意思決定及び施行を行うよう院内に徹底していきます。
30	決算審査	12	市立病院		保守管理費用の妥当性の確認について	委託及び賃貸借契約においては特名随意契約の割合が非常に多くなっており、60％前後で推移しています。特に医療機器やシステムの保守契約において、製造メーカー及びシステム開発業者等を理由とする特名随意契約が多くなることは一定理解できますが、保守管理費用の妥当性の検証が行われているか懸念されるところです。 現在の取組状況について、「契約の更新を迎える保守管理契約について、継続して見直しを行っており、見直し内容としては、機器の残存耐用年数、年間保守の回数、年間修理件数などを考慮して仕様内容を変更する、長期継続契約に移行する、保険活用など他の保守方法と比較検討をするなどの取組を行った。」旨の説明を受けました。 見直しの取組により一定の効果が表れていると考えますが、特名随意契約合計金額に対する効果額としては小さく、まだ改善できる余地が残されているのではないかと考えます。病院事業における収支改善に向け、引き続き保守管理費用の適正化に取り組んでください。	市立病院では経営改善に向けた8つの戦略の一つに「経費の削減」を掲げており、その戦略に基づき今後も医療機器の保守管理料の削減を進めていきます。 保守管理料の削減は、これまでも行っていますが、今後は事務部門(経営統括部職員)以外に医療機器を使用する各部署の職員や臨床工学士も交えて、費用削減方法を探ることで、更なる保守管理委託料の削減に取り組んでいきます。

年度	監査区分	番号	部	課	監査項目	監査結果の内容（概要）	措置結果の内容（概要）
30	決算審査	13	市立病院		職員数の管理について	平成30年度当初における看護師の職員数が9人増加していますが、この増加理由について、「定着率の向上により、平成29年度中に見込んでいた退職数35人に届かなかったことが原因である。なお、増加分については平成30年度の退職数を29人で見込み、平成31年度の採用数を20人にすることで調整した。」旨の説明を受けました。しかしながら、平成30年度における退職者も19人にとどまり、見込みより10人も下回ったため、平成31年度当初職員数も1人増加する結果となっています。 退職者数を正確に把握することは困難であることは理解できますが、病院事業における厳しい経営状況の中、収支改善の取組において給与費の適正化が求められている状況であることを鑑み、退職者見込の算定で用いている退職率を見直すなど、職員数の適正化に努めてください。	ここ数年、看護師は退職者見込みよりも少ない人数の退職となっていたことから、令和2年4月の看護師採用予定者は、例年よりも少ない13名を予定しています。 また、本年度末までの退職希望者を調査した結果、28名の希望があったため、年度当初職員数は前年度よりも減少する見込みです。。
30	決算審査	14	市立病院		時間外勤務の状況について	時間外勤務の状況は、平成30年度は病院全体で76,149時間となり、前年度より2,227時間削減されています。職員一人あたりの時間数も113時間となり、前年度より6時間削減されており、一定程度、時間外勤務削減への取組の成果が見られますが、職種別の状況を見ると、薬剤師については前年度から職員数が2人増えているにもかかわらず、時間外勤務数は727時間増えています。また、部署ごとの状況を見ると、経営統括部で、2,769時間、一人当たり平均約553時間もの時間外勤務を行っています。経営統括部は経営改善を率先して実施すべき部署であると考えますので、更なる時間外勤務の削減に向けて積極的に取り組んでください。 今後も時間外勤務の削減をはじめとする経営改善、働き方改革に適切に取り組んでください。	市立病院の経営改善の取組として8つの戦略のうちで、業務の効率化に向けて、 通常業務をより短時間で行うためにどうするかをワークアウトで各部門の中堅職員が中心となり方法を模索していきます。 また、慣習的に行っている業務についても、短縮・削減ができないか検討していくことで、組織的に時間外勤務の削減に取り組んでいきます。 院内会議は、外来診療があることから、日中に開催できず、16時30分から開始することになりますが、17時には原則終了することとし、できるだけ時間外勤務とならないようにしていきます。
30	決算審査	15	市立病院		未収金対策について	患者自己負担金に係る未収金の令和元年5月末日の残額は1,196万円で、前年同月に比べ41万円の増加となっています。 回収困難な未収案件については、以前から弁護士事務所に回収を委託していますが、平成30年度は、委託先を他の弁護士事務所に変更しています。新しい委託先では、短期集中で電話や文書での催告を行っており、その結果、回収率も17.9%と前年度を大幅に上回り、委託先の変更による効果が認められます。 一方、病院が行った臨戸訪問は年間3回、9件で、全体の滞納件数59件から見ると、まだ十分な取組とは言えません。 未収金回収は、病院側と弁護士事務所双方の努力により、より大きな効果が得られると考えます。病院としても臨戸訪問の回数を増やすなど、積極的な未収金対策に取り組んでください。	できるだけ早い段階から多くの滞納者宅を計画的に訪問・催促し、納付に繋げるよう心がけていきますが、特に住所地が近隣市町で未収金額が多い案件を優先して訪問することで、未収金の削減に取り組んでいきます。

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容（回答）.pdf』 をご覧ください。